

新庁舎整備調査特別委員会記録

開催年月日	令和5年7月25日（火）				
開催場所	別館6階 第3・4委員会室				
会議時間	開会 午後1時29分 閉会 午後2時43分				
出席委員 (14名)	◎大木健太郎 ○山本智紀 田坂信一 土井田 学 小崎愛子 清水尚美 太田幸伸 白石勇二 岡 雄也 田渕紀子 河本英樹 矢野尚良 渡邊啓之 佐々木 亨				
欠席委員 (0名)	なし				
その他 の出席者	執行機関	(理財部) 西岡英治部長 白方 仁副部長 稲田靖穂公共施設マネジメント統括官 中矢章一管財課長			
	証人 その他	なし			
事件名	1 副委員長の互選について 2 松山市新庁舎整備基本構想案について 3 議場レイアウト等案について 4 委員会視察について				

会議の概要

開会（午後1時29分）

○大木健太郎委員長 委員各位には御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまより新庁舎整備調査特別委員会を開会いたします。

本日の記録署名委員に渡邊啓之委員を指名いたします。

この際、副委員長の互選に先立ちまして、当委員会の委員に新たに選任されました委員の自己紹介をお願いいたします。

まず、河本委員。

◆河本英樹委員 このたび新庁舎整備調査特別委員会に入らせていただきました河本です。よろしくお願ひします。

○大木健太郎委員長 次に、山本委員。

◆山本智紀委員 同じく山本でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○大木健太郎委員長 以上で紹介は終わりました。

それでは、副委員長が欠員となっておりますので、これより副委員長の選挙を行います。

お諮りいたします。副委員長の選挙は指名推選の方法によりますか、それとも投票のいずれにより行いますか。

◆白石勇二委員 指名推選でお願いします。

○大木健太郎委員長 それでは、指名推選によりたいという御意見がありましたので、そのように決定することで御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大木健太郎委員長 御異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたします。

指名推選の方法の先例は、選考委員を選考の上、指名することになっております。選考委員はどなたにお願いいたしましょうか。

◆白石勇二委員 委員長一任でお願いします。

○大木健太郎委員長 それでは、委員全員を選考委員に指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大木健太郎委員長 御異議なしと認めます。したがって、委員全員を選考委員に指名いたします。

選考のために暫時休憩をいたします。

休憩（午後1時30分）

再開（午後1時32分）

○大木健太郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

選考の結果を選考委員の方から御報告願います。

◆田坂信一委員 私のほうから報告をさせていただきます。

慎重に審議した結果、山本智紀委員を当副委員長に指名したいと思います。よろしくお願ひします。

○大木健太郎委員長 ただいまの報告のとおり山本委員を副委員長に指名することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○大木健太郎委員長 御異議なしと認めます。したがって、山本委員が副委員長に当選されました。山本委員の就任の御挨拶をよろしくお願ひいたします。

◆山本智紀委員 失礼します。御推挙をいただきましてありがとうございます。ちょうど今の本庁舎を建てたのが50年前になります。これからまた50年に向けて、新たなまちづくりをみんなで考えていく、その庁舎の特別委員会の一員を副委員長として、また皆様のお手伝いと、私自身も勉強を進めて実現に向けて一生懸命尽力させていただければと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。（拍手）

○大木健太郎委員長 以上で副委員長選挙は終了いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

休憩（午後1時33分）

再開（午後1時35分）

○大木健太郎委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、申し上げます。先ほどの副委員長選挙におきまして、山本委員が副委員長に当選されましたので、御報告をいたします。

この際、申し上げます。本日の委員会には1人の傍聴者がおられますので、御報告いたします。

この際、傍聴人に申し上げます。委員会の傍聴に当たっては、審査の案件で賛成あるいは反対の意見を表したり、会議の妨害となる行為をすることは禁じられています。なお、規則等に違反する場合は退場を命ずることがありますので、念のために申し上げておきます。

また、委員会室への入退室につきましては、審査等の妨げにならないように御協力をお願いいたします。

それでは、松山市新庁舎整備基本構想案についてを議題といたします。

前回、理事者より基本構想案について説明をいただきました。本日は各委員から意見・要望を出してください、それらを十分に議論したいと思います。その上で、次回の委員会で基本構想案に反映を願うべく本委員会総意としての意見・要望を取りまとめていきたいと考えております。

それではまず、基本構想案の1ページから7ページ、「はじめに」から「2. 新庁舎の基本方針」までの部分について意見・要望はございませんか。

◆岡雄也委員 7ページの「上位計画との整合性」なんですか？ 今第7次総合計画に向けて動き出しがある。また今後その渦中にある計画がそれぞれ羅列されていますけれども、整合性を図りながらという部分については、マスター・プランですとか、それぞれの計画が変わるとこの基本構想も変えていくものなのか、今回確定をしたら、上位計画が変わったけれども、基本構想はもうそのままだよねという方針なのか、その方向性だけ教えていただければと思います。

○中矢章一管財課長 上位計画ということで整合性を図る必要があるということで、基本構想案のほうに盛り込んでおります。

今ちょうど都市計画マスター・プランというような中でも議論がなされておりますけれども、大きくこの基本構想案の内容から特に内容が離れていないようでしたら、この基本構想案でいきたいと考えております。

◆白石勇二委員 今のところで、都市計画等の上位計画との整合性を図りながらというところもあるんですけれども、以前令和2年3月にばんちょうプラン、提言書を出させてもらったんですけど、それも反映しているというか、それも酌み取ってもらっての計画だと思うんですけど、ここにそのばんちょうプランを載せるということはできないんですかね。

○中矢章一管財課長 この7ページ（4）上位計画との整合性ということでございます。松山市の計画ということで挙げてさせていただいておりますので、この中には含んでおりません。

◆土井田学委員 教えてください。松山市新庁舎整備検討審議会に多様な観点からの意見を頂きながら策定したと。審議会のメンバーを見たら8名ですよね。それで公募の市民が2名、公募したら応募してきた市民は何人おったん。まさか2名じゃなかろう。200名ぐらいおったんけ。

○中矢章一管財課長 公募は6名です。

◆土井田学委員 6名か。正直言って、少し寂しい。公募の方法はどのような方法を取られて、期間はどのぐらい設けられたんですか。

◎中矢章一管財課長 委員の公募内容についてですけれども、資格としては18歳以上の本市の区域内に住所、勤務先、通学先を有する者、行政機関の職員及び地方公共団体の議会の議員でない者が条件としておりました。広報まつやまの4月15日号及び市ホームページで募集をいたしまして、昨年5月末に面接をいたしまして、小論文と面接で選考を行いました、その6名の応募の中で男性1名、女性1名を選考しました。

◆土井田学委員 面接官はどなたが務められたのか。

◎稻田靖穂理財部公共施設マネジメント統括官 面接のほうは、理財部の私、統括官と管財課課長と、それから担当職員1名の3名で対応しました。

◆土井田学委員 3名の方は何か資格があつたんですかね、こういう建物とかデザインとか。

◎稻田靖穂理財部公共施設マネジメント統括官 議員さんがおっしゃられるような特別な個別の資格を持っていませんが、これまで行政経験をさせていただいているので、その経験の中でいろいろ判断をさせていただきました。

◆土井田学委員 この2名の方、きっとすばらしい方やと思うんですけど、どういう点を一番重視しましたか。

◎稻田靖穂理財部公共施設マネジメント統括官 男性の方はメディア関係の仕事をされていたということで、結構幅広い知識をお持ちであったということと、もう一人女性は学生さんなんですけども、そういう若い世代からの視点などを非常によく述べられていたので、その辺りを評価しました。

◆土井田学委員 しようがないけど、できたら、公募の市民は五、六人はおったほうがええなと私は思います。なぜか言うたら、市役所は誰のためにあるんだと。市民のためにある。多様な意見じやけんな。専門家の人の多様な意見と市民の多様な意見は絶対にいろいろ出てくるはずや。まあ期待しております。

◆田坂信一委員 ちょっと細かいことになるかもしれませんけど、基本理念の中にユニバーサルデザイン、すべての人に優しく、こういうようなユニバーサルデザインとありますけど、私はこれは大いに、当然こういった地方自治体はこれもやっていかなければいけないと思いますけども、答申書の3ページの概要のところを見ましたら、ユニバーサルレイアウト、僕はあまりよく分からないんだけども、コロナの時にテレワークとかニューノーマルな働き方の中でユニバーサルレイアウトというのが出来まして、この概要書を見たら、新庁舎の整備概要の答申書を見ましたら、ユニバーサルレイアウトの導入や、というのが出てくるんですけども、これはもう全体をユニバーサルレイアウトをイメージしたらしいですか。それとももう一部をユニバーサルレイアウトを考えているのか。市役所の場合は異動も多いし、異動のたびに配線を替えたり、役職は関係なしに、横並びに皆さん並んで仕事をされているというケースが多いみたいですが、そういうイメージでよろしいですか。

◎中矢章一管財課長 おっしゃるとおりでございまして、利用者にとっての使いやすい庁舎を求めていくことをイメージしております。例えば初めて庁舎を訪れる市民の方にとって、見やすい庁舎ということで、サイン計画であるとか、入り口からの利用者の動線の分かりやすさ、またエレベーター、トイレの位置、高齢者やベビーカーを押す保護者、障がい者にとって移動の負担を軽減するというような、そういういたイメージをしております。

◆田坂信一委員 例えば職員の方がデスクワークするところも、そういった形でイメージしていると。横並びでずっと、今までの如くに課長さんがいて、そして書類の山が積まれているイメージじゃなくて、皆さんが座りたいところに座って仕事するというユニバーサルレイアウトの感じでよろしいですか、そういうイメージで。

◎中矢章一管財課長 今、御質問いただいた内容、ユニバーサルレイアウトということでございまして、市民の方、来庁者の方をイメージしております。私ども職員の執務空間も含めまして配置したユニバーサルレイアウトということで、今、オフィスのスペースの有効活用ということもあります。そこら辺も含めて、その点についても視野に入れて検討していきたいと思っております。

◆小崎愛子委員 さっき白石委員から議員間で行ったチームばんちょうの取組は、提言として野志市長さんにもお渡ししていると、2年前ですけど。先ほどの質問では、上位計画には入らないというふうなことを言われたんですけど、その中でもチームばんちょうの取組の中で、松大の学生とともにこの市役所の周辺を歩いて、どんなまちづくりにしたいかという議論とか、そういうのもしたので、公募の中で学生さんが1人いらっしゃるということだったんですけど、そういう意味からしても、提言ということで、新しい庁舎にそういう議員間や学生と一緒につくり上げた提言を、ぜひ進める中で入れていただきたいと思いますが、何か文書でそういうのを参考にすると、チームばんちょうで取り組んだ提言も盛り込んでいくとかいうふうな中身は、この中に入れられないんでしょうか。

◎稻田靖穂理財部公共施設マネジメント統括官 ばんちょうプランにつきましては、当然いろいろ提言された内容等については反映をさせていただいているんですが、小崎委員が言われましたし、

白石委員も言われたんですけど、市の上位計画との関係性とは別にこれまでの経緯として、そういうふうな提言がなされたことを盛り込むというか、そういった表現を「はじめに」の部分とか、検討経緯のところで入れさせていただければいいかなと思います。

◆小崎愛子委員 ぜひお願ひします。

◆土井田学委員 すみません、1つ聞くのを忘れとった。審議会のメンバーの方で、デザイン関係とか建築関係とかに専門性を持たれておる方はいらっしゃるんですか。専門的な知識とか実績のある方はいらっしゃるんですか。

◎稻田靖穂理財部公共施設マネジメント統括官 会長をお願いしている山本さんという方が東京都立大学の教授をされていまして、それこそ東京都庁でそういう公共施設マネジメント関係とか、そういうところで専門的な知識を持たれています。

◆土井田学委員 マネジメントか。

◆山本智紀委員 1点、御質問なんですけれども、答申書も過去5回議事を拝見させていただいって、どういった内容を協議されているかというのは分かります。基本構想のところも、もし私が見落としていたら申し訳ないんですけど、数年前のこの夏7月に京都アニメーションというところで、ガソリンがまかれて放火でたくさんの方の命を失われたという、本当に悲しい事件というものが日本で起こりましたけれど、昨年の7月は安倍元総理大臣がお亡くなりになられたというような、こういった事件・事故というものを防ぐためには、建物のセキュリティーのことともっと視野に入れて議論する必要もあるんじゃないかなと思うんですが、この学識者の方で例えば元警察関係の方とか、警備関係に明るい方とか、そういった方がいらっしゃるのかどうかということと、この計画の中でそういった防災対策の拠点としての市役所づくりというのは見て取れるんですけども、やっぱりセキュリティーで議員や市長を含め、職員の皆さん的安全を守るというセキュリティーの面の構想はどこまで議論されているかというところが、お分かりになれば教えていただければと思います。

◎稻田靖穂理財部公共施設マネジメント統括官 セキュリティーに関連する形で、この警察OBだとかいう方はいらっしゃらないんですが、大学で防災関連の専門の知識を持たれた方がいらっしゃって、そういう安全対策とか、そういう防災の有事の際の様々な仕組みづくりについては、いろんな議論はされてきました。

◆山本智紀委員 防災についてはよく分かります。防犯について協議されているかどうかをお聞かせください。

◎稻田靖穂理財部公共施設マネジメント統括官 基本方針の中に、必要となる機能としては6ページになりますけども、セキュリティー機能の強化というようなことを必要となる機能ということで掲げていますので、基本計画を策定していく際の様々な議論をしていると考えております。

◆山本智紀委員 その6ページの防災機能の強化としてのところは前ページの5ページの基本方針②災害対策拠点としての安全・安心な庁舎というところで、災害対策についての文面は見受けられますが、セキュリティー強化というところに付随するような記載がないように見られるんですが、また今後のこの意見として、例えば東京都庁であれば都民の方は、あらかじめパソコン端末でどこに誰というものを入力したら、QRコードのレシートが出てきます。それをゲートのところで、空港のゲートと同じようにQRコードを照らすことで門が開くというような形であったりとか、ICカードを来庁者の方にお渡しされて、そこからそのカードを持った方だけ上のなかに入れるだとか、これは東京の総務省とかでも先般寄りましたけれど、そういったセキュリティーを厳重にされているという先進事例は多くありますので、またそういったところも参考に考えられるほうがいいのではないかなど。意見としてお聞きいただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

○大木健太郎委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○大木健太郎委員長 それでは、次に8ページから19ページ、「3. 新庁舎の規模」から、「5. 新庁舎の整備概要」までについて御意見等はございませんですか。

◎稻田靖穂理財部公共施設マネジメント統括官 委員長、すみません、先ほどから様々委員さんのほうから意見が出ているんですけども、皆さんの総意の中でこういう表現を加えたほうがいいとかいうことを取っていただけたらと思います。というのがお一人お一人の委員さんのお考えを入れることではなく、この特別委員会の意見として、また出していただけたらなと思います。

◆岡雄也委員 参考までに教えてください。11ページ、必要な庁舎規模の算出なんんですけども、こちら、地方債事業費算定基準というものに照らし合わせて出されているようなんですが、今回建て替えの対象となる別館、第3別館、第4別館に関してのみ言うと、スペース的にどの程度の基準に合わせたスペースが必要なのか。ここに出ているのは、その庁舎全体、本館も含めた合計が4万9,000何がしというところだと思うんですけども、対象となるスペースが今の基準と、今の建物と比較するとどのくらい変わってくるのかを教えていただければと思います。

◎中矢章一管財課長 おっしゃるとおり、11ページにつきましては、全庁舎を対象とした算出となっております。この基本構想案の18ページになりますが、(3)の部分になります。この四角で囲

っている下の米印のところがありますが、ここで現本館面積を差し引いた面積として算出しているのが、今回の対象となる面積でございます。

◆岡雄也委員 この18ページの数字でいくと、1万7,000平米から2万8,000平米というところで、1万1,000平米ぐらいあるんですけど、例えばこの差異でいくと、どういったところが大きく今後変わってくるのか、その基本構想で数字としては出すんですけども、この差というのがどういったスペースを配慮するのか、その窓口スペースを大きく取つたら、その分広がるというのは分かるんですが、具体的にその中身について少し教えていただければと思います。

◎中矢章一管財課長 基本構想案の18ページになりますけれども、先ほど御説明させていただいた数字の下のところになりますが、窓口スペースやバリアフリー対応に必要なスペース等の確保に十分に配慮しながら、ユニバーサルレイアウトの導入や執務室・収納スペースの効率的な配置、あと行政サービスの提供に支障のない範囲で面積を縮小しながら、適正な規模を判断していきたいと考えております。

◆清水尚美委員 岡委員の言われているこの広さなんですけど、その前のページの16ページで、建替え案の案2の場所にもし建つとしたら、この平米でいくと何階建てになるのかだけ、具体的に想像ができないので、教えていただけたらと思います。

◎中矢章一管財課長 今この案2の建て替えの配置というところで、これは前回の特別委員会でも御説明させていただきましたとおり、道路境界から15メートルまでは景観の規制によって建物の高さを50メートル以内にする必要があるというふうなところもございます。景観規制部分以外の高さを60メートルとした場合に、延べ床面積が約1万7,000平米になります。この集約しようとしている別館、第3別館、第4別館、公営企業局庁舎の延べ床面積の合計値に近い面積となりまして、今のところのこの数字からの階層でイメージしますと、13階建てのイメージでございます。

◆河本英樹委員 この16ページの案2なんですけども、案2でいくと、中の表のところに「2つの建物（接続可）」と書いているんですけど、これはどういうふうな形で接続可になっておるのか、教えていただけたらと思います。

◎中矢章一管財課長 この2つの建物を接続可としておりますが、本館と新庁舎を接続するということでございますけれども、これにつきましては、建物の強度であるとか、また何階層に接続をするかというところも含めて、今後検討していくことでございます。

○大木健太郎委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○大木健太郎委員長 それでは、意見も出尽くしたようですので、先ほど統括官のほうからまとめてということだったんですけども、本日出された意見・要望は私のほうで基本構想案に対する意見・要望事項の素案として取りまとめさせていただき、後日お配りをいたしたいと思います。委員の皆様には、素案に対する御意見等を指定の期日までに事務局へ提出をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○大木健太郎委員長 それでは、そのように取扱いさせていただきたいと思います。

次に、議場のレイアウト等案について理事者の説明を求めます。

◎中矢章一管財課長 それでは、お手元配付の資料、議場レイアウト等案についてを御覧ください。

前のスクリーンにも同じ資料を投影しております。見やすいほうで御覧いただければと思います。よろしくお願ひします。

まず、1の議場を検討するに当たってのポイントについて御説明をいたします。

1ページを御覧ください。

①の議会の規模についてですが、本市は中核市で議員総数も43名と大規模な市議会に分類されますが、多くの大規模な市議会では、議場内の見通しを考慮して床面は段差をつけた段床式、かつ椅子や机などの什器が固定されたものが多くなっており、これらを踏まえ、どのような形状にしていくかということが、一つのポイントとなります。次に、②の議場以外の利用を行うか否かについてですが、多目的利用を行う場合は、先ほどとは逆に床をフラット式にし、什器を可動式にする必要がございます。また、市民に開放し、利用しやすいように低層階に配置することもあります。このように①の要素と②の要素、どちらに重きを置いたものにするかということで、床面の形状と什器をどのようなものにするかということが決まってくるようになります。続いて、③のその他ですが、議場内のスロープ設置や傍聴者が利用しやすいうように、車椅子の傍聴スペースの設置や小さいお子様連れの方が気兼ねなく傍聴ができるよう、親子傍聴席の設置などのユニバーサルデザインをどのような形で取り入れていくのかということもポイントとなります。

2ページを御覧ください。

ここからは、先ほど申し上げました検討のポイントを踏まえ、6つの検討項目を設定しております。①議会の配置階について、②議場の形状について、③議場の床について、④傍聴席について、⑤議場の什器について、⑥ユニバーサルデザインについてです。

それでは、順に検討項目一つ一つについて御説明いたします。

3ページを御覧ください。

①議会の配置階についてです。上層階、中間階、低層階の3つのパターンの特徴をお示ししております。まず、上層階についてですが、独立性があり、他の階層よりセキュリティーを確保しやすいことや、議場の天井高を確保しやすいことがメリットで、一般的に多く採用されているものになります。次に、中間階についてですが、床を段床式にする場合などは天井高を確保するための工夫が必要となってきます。最後に、低層階についてですが、議員だけでなく、市民のアクセス性がよく、休会時の多目的利用が容易となります。中間階と同じように、天井高を確保するために工夫が必要となります。

4ページを御覧ください。

次の検討内容、②議場の形状についてですが、他市事例を参考に4つのパターンのイメージと特徴をお示ししています。なお、面積効率のよいものから順に左から並べております。まず対面型ですが、2つの異なるグループ間で議論を行う場合に最も有効なレイアウトで、理事者と議員が向き合った形となっています。次に、扇型ですが、現在の松山市議会の形状とほぼ同じでして、求心性のある丸みを帯びた配置は、全員の一体感を醸成するものとなっています。次に、馬蹄型ですが、対面式と円形の利点を併せ持つ形となります。中心部に広い空間ができます。最後に、円卓型ですが、最も民主的な形で、議員間討議を行う場合などに向いている形ですが、多くの面積を確保する必要がございます。5ページは、対面型の例として甲府市役所を、6ページは、扇型例として藤沢市役所を、7ページは、馬蹄型の例として長崎市役所を、8ページは、円卓型の例として那覇市役所の写真を掲載しています。

9ページを御覧ください。

次に、③議場の床についてです。ポイントのところでも申し上げましたが、大きくは2つになろうかと思います。1つは段床式、もう一つはフラット式です。まず段床式のメリットについてですが、現在の松山市議会の議場と同じタイプで、議員側、理事者側双方からお互いが見えやすい形状である点です。デメリットとしては、多目的での利用がしにくく、またスロープの設置などが必要になります。次に、フラット式のメリットについてですが、可動式の什器を採用した場合、議場以外の多目的での利用が可能となります。またバリアフリー対応がしやすい点も挙げられます。デメリットとしては、松山市議会のような人数規模になると、視界が確保しづらい点と多目的利用を想定し、机、椅子といった什器を可動式にした場合に、それらの収納スペースの確保が必要な点や、DXに対応するため、電源や配線等を床にどのように設置するか、工夫する必要があります。こういったメリット・デメリットを踏まえ、どちらの形式を採用するか、御議論いただければと思います。

10ページを御覧ください。

次に、④傍聴席についてです。段床式、フラット式、2階式の3つの例を挙げています。段床式、フラット式は、先ほどの議場形式のそれぞれを拡張したような形で、2階式は、現在の松山市議会の形状と同じものになります。議員席と傍聴席との距離感による一体性や臨場感をどの程度優先するか、セキュリティーレベルをどの程度にするかといったバランスや、休会中の多目的利用の有無も含め、御議論いただければと思います。

11ページを御覧ください。

次に、⑤議場の什器についてです。固定式と可動式がありますが、主には椅子は可動式に、机を固定式とするか、可動式とするかということになろうかと思いますが、議場の床を段床式にする場合は固定式、フラット式にする場合は可動式というふうに、床の形状と連動して決まるようになると思います。なお、可動式のデメリットとして、電源やマイクなどの設置に工夫が必要な点と、什器の移動に手間がかかる点がございます。12ページの土庄町の議場イメージ写真も御参考に御議論をいただければと思います。

13ページを御覧ください。

次に、⑥ユニバーサルデザインについてです。現在の車椅子用スペースを確保することに加え、14ページの小さいお子様連れの方も傍聴できるような親子傍聴席などを設置するようなことも考えられます。こちらもどのような設備を設けるかということについて御議論をいただければと思います。

なお、15、16、17ページは、参考として、別館、4階、5階、6階の現在の議会関係を着色した図面となります。

以上で説明を終わります。御検討のほどよろしくお願ひいたします。

○大木健太郎委員長 以上で説明は終わりました。本件に対する御質疑、御意見はありませんか。

◆白石勇二委員 これは今議場レイアウトを見せてもらって、傍聴席は後方席と決まつるんですか。

◎中矢章一管財課長 あくまでも例として挙げさせていただいており、決まってはおりません。

◆白石勇二委員 今レイアウト的に後方からの部分しか考えていないみたいなので、できたら議場をどうせ上から見るんやったら、今記者さんがおりますよね。あそこのスペースなんかもこういうふうに、そうしたらいろんなスペースが、お子さん連れいうか、ガラス張りにしとったけど、そう

いうスペースもできるしというような、いろんなレイアウトができると思うんで、そういうふうなところも検討に入れてもらいたいなと思います。

◆岡雄也委員 11ページなんですけども、議場の什器のところの御説明で、先ほど段床式だと固定式、フラット式だと可動式と決まっていますということだったんですけど、段床式で可動式もあるのかなとそもそも思っていたんですね。今の椅子って正直可動範囲がきついので、身長にもよったりとか、体格によったりもあるんですが、移動で椅子の後ろを抜けるときとかもやっぱり狭かったりするんですね。今の御説明だと、その2パターンしかないということなんんですけど、第3の選択肢として段床式だけ可動式というのはあり得ないんですか。

◎中矢章一管財課長 あくまでも例として挙げさせていただいております。貴重な御意見として段床式でも椅子が可動式になるというようなところも含めて検討させていただきたいと思います。

◆田坂信一委員 恐らく、全国の地方自治体で最近議場を造られたところ、そしてまた今検討されているところ、そのようなところで議場のレイアウトとか、あるいは傍聴席とかそういったものも含めて、どのような形のものを、かなりやはり検討審議会で相当研究されてやられたと思うんですけども、課長、大体分かりますか、地方自治体でどういうふうなところがこういう馬蹄型の形状をやっているとか、扇型でやっているとか、対面型が多いとか、その辺のことをある程度調査されていますか。

◎中矢章一管財課長 中核市、松山市含む61市に照会をさせていただきました。それで、それぞれ諸室の配置階、形状、床、傍聴席、什器についての状況を確認をさせていただいて、それを参考に提案をさせていただいております。

◆田坂信一委員 今まで造られているところ、既にもう造られているところも最近ここ5年、10年で造られたところ、これから建設されているところ、どういうふうな議場の形状が多いのか、その辺のことも参考に、やはり検討審議会で相当な時代の流れの中で研究されてやられていると思うので、その辺の資料があれば、例えば中核市でもいいし、ほかの地方自治体でも結構ですけども、大体こういう議場の形状でやっていますよと、多いですよと。また、傍聴席はこういうふうな形のものが多ですよと、そういうものがあれば参考に、私どもあまりよく分からぬんですから、その辺もし資料なり、もし分かっておればお教え願いたいなと思っております。

◎中矢章一管財課長 先ほどの中核市の照会の内容で御紹介をさせていただきますと、議会諸室の配置階については、上層階が中でも34市で一番多いという状況です。あと議場の形状についても、扇型が57市、議場の床についても段床式が60市。

◆田坂信一委員 すみません、議場の形状はどれが多いですか。

◎中矢章一管財課長 扇型が57市です。

◆田坂信一委員 それは61市のうち57市ということですか。

◎中矢章一管財課長 はい。61市のうち57市です。議場の床については段床式が60市です。あと傍聴席については2階式は45市ということになりますて、これらの照会した資料については後ほど御提供をさせていただきたいと思います。

◆田坂信一委員 傍聴席をもう一回言ってください。

◎中矢章一管財課長 傍聴席は2階式が61市のうち45市です。

◆田坂信一委員 参考にしたいと思います。ありがとうございました。

◆清水尚美委員 すみません、この中核市を調査していただいた中で、議場そのものを多目的利用されているところがどの程度あるかというのは、聞かれていないでしょうか。もし聞かれていたら教えてください。

◎中矢章一管財課長 61市の照会の中で、回答しておるのが1市、那覇市の1市でございます。

◆田渕紀子委員 親子傍聴席にしたときに、どのような工夫がされているのか、教えていただけますか。

◎中矢章一管財課長 写真にもございますとおり、1つの空間、部屋になってございます。音を遮るとか、あとは空調の計画というか、そういったことを検討する必要があろうかと思います。

◆田渕紀子委員 見たところ、特に和泉市なんかですと、1家族がせいぜいかなというふうな大きさなんですけど、これ藤沢市のほうがこの角度から撮っていますけど、同じような大きさなんでしょうか。

◎中矢章一管財課長 大きさについては、藤沢市、和泉市それどれぐらいあるのかというのは把握はしておりませんが、松山市議会においてどれぐらいの数・スペースを設ける必要があるかというところは、御議論をいただければと思っております。

◆田渕紀子委員 やっぱり質問の内容によっては、来られるときはたくさん来られたり、全く関係ないときは全然ゼロだと思うんですよ。今でも子連れで来られるかといったら、そうではない。子どもさんを預けて傍聴のほうに来てくださいというふうな御案内をしているので、それができる方だけが御利用されていると思うんですけど、子ども連れでできますということになった場合に、どれだけ利用するかというのは、やっぱり未知数かなと思って。やっぱりほかの市がこれだけの小ささなのかということで、少し驚いたところなんんですけど、可動式でこれもできるんであれば、いつ

ぱい来たらぐいっと広げられるようなのであればいいんですけど、やっぱり防音設備とかしないといけないと思いますし、ぜひこういったことも今後議論していきたいと思います。

◆渡邊啓之委員 多目的なんですけども、多目的というのは何に使われているんですか。それをちょっとお聞きしたいんですけど。

◎中矢章一管財課長 多目的スペースということで、市民の方も利用できるということがございます。シアターであるとか、集会であるとか、そういったところで使用されている場所もあるということです。

◆渡邊啓之委員 シアターとかでしたら、議場にスクリーンを元からついているんですか。

◎中矢章一管財課長 実際それぞれだと思いますけども、スクリーンを備え付けている場合もございます。

◆太田幸伸委員 まず、ユニバーサルデザインの件で、肢体不自由の方用に車椅子のスペースを多くの自治体が設けているんですけども、今、全国的に聴覚障がいの人に対しての配慮がまだまだ進んでいないという現状があります。本市の団体と一緒に以前JRさんに申し込んだら、一応JRさんは全部電光掲示板のようなものを配置するということで、今取り組んでいただいているんですけども、そうした聴覚障がいに配慮した形、いろんな形が今あります。イヤホンみたいなものをつけ声を飛ばすようなシステムもありますので、その辺もまた御検討いただきたいと思います。

それと今の多目的ルームに関しましては、私は議会いうても年4回、本当に僅かな時間しか使わない現状がありますので、今後のことを考えると、空いているときは多目的に使えるようなスペースにしたほうが、本来はいいのかなと思います。例えばですけど、松山市の総合福祉センターの大会議室、そこは300席の椅子が出したり引っ込めたりできるんですけど、ああいうふうな可動式なんかはできるのかどうか分からんんですけども、そうしたいろんな形で使えるほうが、より市民の方に身近な議会になるのではないかなと思いますので、検討材料としていただきたいと思います。

◆佐々木亨委員 基本的なことをお伺いしたいんですけども、3ページ、検討内容の議会の配置階の中で、例えば低層階であれば、アクセス性がよく、休会時の多目的利用が容易、その下に天井高を高く確保するために工夫が必要と。中層階には天井高を確保するために工夫が必要。上層階には議場の天井高を確保しやすいと。この天井高というのが、各階層について触れられていますけれども、天井高を確保しなければならない理由とか、何か規定とか、そういったものがあるんでしょうか。

◎中矢章一管財課長 天井高の規定はございませんが、その議場の空間を確保するためにといったところで、今の松山市議会の議場もそうですが、そういった空間を確保するために天井高を確保するための工夫が必要という意味です。

◎稻田靖穂理財部公共施設マネジメント統括官 補足ですけれども、議場をどういうふうにするかで違ってくると思うんですけども、階段状の段床式にすると、当然天井が高くなってくるので、空間が出てくるということでございます。中層階とか低層階だと、強度の関係とかで確保するのに非常に工夫が必要だということでございます。

◆岡雄也委員 後日で構いませんので、4ページのこの先ほどおっしゃった議場の形状ですね。スペースが右に行けば広がっていく、多くなるということで、イメージが湧きにくいので、議員数を併せたそのスペースの違いというのを、また後日お示しいただければと思いますというのが1つ。

先ほど太田委員がおっしゃったように、伊丹市も同じように耳が聞こえにくく方に対して、電磁式のものを使える部屋があったり、あとはもうAIによる音声入力で、発言したものが全て文字で出てくる液晶をこういった部屋に設置してあるということでありましたので、より具体的なイメージを抱けるような資料をまた御用意いただければなと思いますので、よろしくお願ひします。

◆小崎愛子委員 1つは、先ほど太田委員が言っていたように、議会って年に4回で、4カ月しか使わないということで、3分の1ですよね。その議場の目的が議会だけというふうなところで、やっぱり今、議会の活性化というところの部会もやっていて、そういうような意見、もうちょっと多目的でもっと市民の人が議会を身近に感じてもらえるような取組もできるようなことも考えたらいいんじゃないかなみたいな議論もされているので、そういう部会との連携で、議場以外の利用なんかも行うか否かということも議論をすればいいと思いますし、私個人としては、後の何カ月かは何も使わないというのではなくて、もっと使えるような。それがいいのかどうか、議場をそういうふうに開放していくのかどうかということで、そういう議論もあると思いますが、そういうのを検討していきたいなと思っています。

そして、もう一つは、3ページの検討内容の議会の配置階ですけど、これについては、先ほどのお答えで上層階が61中核市中34市で、過半数ですよね。あと参考のために中間階と低層階についての数を教えてもらいたいのと、私たちはチームばんちょうど、新潟の長岡市の視察に行ったんですけど、そこは低層階でガラス張りで、外からも議場が見えるというふうな、すごいびっくりしたんですけど、そんなふうに市民に開かれているというか、外から何をしているのか見えるということもあったので、そこら辺の状況を教えていただきたいなと思います。

◎中矢章一管財課長 配置階について申し上げます。低層階が17市、中間階が10市、高層階が34市でございます。また、議場の内容、ガラス張りにするとかということにつきましては、御議論いただければと思っています。よろしくお願ひします。

◆白石勇二委員 この議場を多目的にするかどうかというのは、やっぱり議員の中というか、議会の中では調整も必要やろうし、そのすり合わせは構想の中でやっていかんと、理事者側がこうやります。けど、こっちは多目的にも使いたいとかいうんで、やっぱりこっちはこっちの意見を一回まとめて議論する必要があるんやないかと。やないと、はねかけあいこになるというか、意見がまとまらんと思うんで、議員は議員のほうでどういうふうな形態でやっていたらええかというのも、ちょっとまとめる必要があるんやないかなと思います。

○大木健太郎委員長 ほかによろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○大木健太郎委員長 今の意見を踏まえて、いろいろな意見を参考にしながら、今日ここで決めるわけじゃないので、また次回の委員会で協議いただきたいと思います。よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○大木健太郎委員長 それでは、議場レイアウト等の案につきましては、次回の委員会において改めて御意見・御要望をお伺いしたいと思います。各委員におかれましては、その間、調査研究に努めていただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、委員会視察についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付しております、令和5年度新庁舎整備調査特別委員会行政視察案のとおり、令和5年10月24日火曜日から25日水曜日の2日間で長崎県長崎市及び佐賀県鳥栖市へ行くことにし、調査事項は新庁舎整備事業についてにしたいと思います。これに御異議はございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○大木健太郎委員長 御異議なしと認めます。それでは、そのように決定をさせていただきます。委員各位におかれましては、スケジュールの確保等をよろしくお願ひします。

また、お手元に質問事項記入シートというのを、行政視察案の後ろにつけておりますので、質問のある方は御記入いただきまして、8月25日金曜日までに事務局のほうまで提出をしていただきたいと思います。

なお、行程についての詳細は後日事務局から連絡をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で本日の協議事項は終了いたしました。

以上で新庁舎整備調査特別委員会を閉会いたしたいと思います。

閉会（午後2時43分）